

貴自治体名 蒲郡市

懇談日時 10月22日(火) (午前)・午後 10時00分～11時00分

懇談会場 303会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2013年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

①県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありませんか。

()ない ()ある →具体的には()

②現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。

()現行どおりとする ()政省令(県条例)に合わせる

()その他 →具体的には()

2. 地方税滞納整理機構

①滞納者の件数(77,440)件

②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2012年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(13,254)件

③機構に引き継いだ件数(2013年4月1日現在)(136)件

④機構に引き継ぎをする基準

個人住民税の滞納があり、他の市税と併せた滞納額の本税額が 50 万円以上ある事案で、かつ徴収が困難と認められるもの。

⑤少額でも滯りなく分納している納税者も機構に引き継ぐか ()引き継ぐ ()引き継がない

【2】1. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2011年度相談件数 (234)件、申請件数 (65)件、そのうち保護開始件数 (65)件

2012年度相談件数 (261)件、申請件数 (69)件、そのうち保護開始件数 (64)件

②2013年4月1日時点の受給世帯数と人数 (441)世帯 (553)人

※以下は市ののみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)について

2011年4月1日現在 正規職員 (6)人 → 生保担当の平均在任年数 (2)年(7)ヶ月
非正規職員 (0)人

2012年4月1日現在 正規職員 (6)人 → 生保担当の平均在任年数 (2)年(4)ヶ月
非正規職員 (0)人

2013年4月1日現在 正規職員 (5)人 → 生保担当の平均在任年数 (2)年(0)ヶ月
非正規職員 (1)人

④1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者数

2011年4月1日現在 (75)世帯 (98)人

2012年4月1日現在 (74)世帯 (94)人

2013年4月1日現在 (73)世帯 (92)人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある ()ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定期と人数(年 月)()人

2. 介護保険及び高齢者福祉施策

①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。

()ない ()ある→実施年月(H14年 4月)2012年度実績(90)件(745,923)円

②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。

(○)ない ()ある→実施年月(年 月)2012年度実績()件()円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (520)人(H24年7月現在)

④介護給付費準備基金について

2011年度末の残高(32,783)千円

2012年度末の残高(67,796)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数(4)箇所 直営(0)箇所、委託(4)箇所

職員配置人数(20)人 正職員(14)人、非正規職員(6)人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(H17年7月1日) 2012年度実績(0)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑨介護保険支給限度基準額超過者の人数(把握不能)人(年 月 日現在)

⑩配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週3回昼
	1日平均利用者数(2012年度)	総延べ食事数(16,923)食÷年間配食日数(148)日 =1日当たり平均(114)食
	1食あたりの助成額	470 円
	1食あたりの利用者負担額	300 円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2012年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑪独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2012年度)	

⑫住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある (○)助成制度はない ()検討中である
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額
	利用者実数(2012年度)
	()介護保険利用者以外の助成制度がある
	対象者と、その要件
助成額	利用者実数(2012年度)

⑬ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

配食サービス、乳酸菌飲料配布、防火診断、緊急通報装置設置事業、救急医療情報キット配布、家具等転倒防止器具の取り付け

⑭高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

()実施している

→ 利用料:高齢者<____歳以上> (____円)、障がい者(____円)、一般(____円)
その他の外出支援策(____)

()実施していない

2)タクシーディスカウント制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

70歳以上の者が市内で利用する場合、3割(タクシー会社:1割、市:2割(1回1,000円、年間100回が限度)負担の助成

体幹・下肢・内部・視覚の身体障害3級以上、知的障害B判定以上及び精神障害2級以上の方(自動車税減免者は除く)にタクシーチケット(運賃680円・迎車代110円)の助成(24回分)

⑮宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

()助成している → 1施設当たり助成額 月額(____円)または 年額(____円)
または 1回限り(____円) → 助成方所数(____)カ所

()検討中である

()助成の予定がない

⑯介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2012年度実績)は (118) 枚

2)認定書は()毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

()申請書を送付している → 2012年度()件

()認定書を送付している → 2012年度()件

()送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑰介護保険サービス利用人数について (2,662) 人 (H25 年 6 月 現在)

⑱介護保険支給限度基準額超過者的人数について (把握不能) 人 (年 月 現在)

3. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

2)国民健康保険の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

精神障害者保険福祉手帳1・2級を持たず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給認定を受けている者に対し通院のみ自己負担分を助成。

④2013年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (10,807) 人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,862) 人

内 [ひとり暮らし非課税者 (275) 人]

[その他の県基準を上回る市町村独自対象者 (23) 人]

⑤後期高齢者医療について

被保険者数(10,791)人 保険料滞納者数(99)人

短期保険証発行人数(7)人

差し押さえ(2012年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策 ※2013年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払いの区分、所得制限など)

中学校卒業まで通院、入院とも無料化。現物給付を原則とし、償還払いの場合もあり。

②就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報

(○)その他(年 1 回、募集チラシを前児童生徒に配布)

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.3)倍

そのほか 1) 基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定します。 2) 下記の設問3)について…社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件のみでは所得基準額の算定はできません。

- 3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

- 4)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可

- 5)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

- 6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2012年度	2013年度
受給者数	601人	609人
受給割合	9.02%	9.23%
支給額	43,645,540 円	47,682,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2013年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 ()償還払い ()その他

- 8)就学援助の項目について

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費

(○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品

()その他()

③学校給食について(2013年度)

- 1)給食の実施状況

全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費	
	直営	委託	直営	委託		
小学校	13 校	校	校	13 校	校	225 円
中学校	7 校	校	校	7 校	校	255 円

- 2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

市独自の補助等は実施していない。

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

- 1)学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

・公益財団法人愛知県学校給食会の所有する放射能測定器を必要に応じて利用している。

・給食食材の産地確認、測定済み食材の利用など注意深い食材の選択をしている。

- 2) 食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。
すでに購入している 購入の予定 購入の予定はない
- 3) 自治体独自で食材の放射線量測定の検出限界値(基準値)などの設定をしていますか。
設定している 設定していない
- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。

大規模災害時の避難所となる小中学校の体育館は、概ねバリアフリーとなっています。
 災害時要援護者用に、プライバシーを保護するためのパーテイションを備蓄しています。
 福祉避難所として民間の障害者・高齢者施設と協定を結んでいます。

- ⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2012年度)

- 1) 件数(62)件 対応職員(4)人、うち専門職(4)人
 2) 現状に対する課題

精神疾患のある保護者や生活習慣の異なる外国人保護者に対する対応の困難性

- 3) 早期発見、未然防止に関する実施施策(児童虐待防止対策緊急強化事業等)について
 虐待予防のため保護者に子どもの発達に合わせた関わりを指導する個別相談(保健センター)

5. 国民健康保険

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2011年度	2012年度	2013年度
保 險 料 ・ 稅 率	所得割	旧但し書き額	× (6.70) %	× (6.70) %	× (6.70) %
	資産割	固定資産税額	× (22.5) %	× (22.5) %	× (22.5) %
	均等割	加入者1人につき	29,600 円	29,600 円	29,600 円
	平等割	1世帯につき	29,700 円	29,700 円	29,700 円
	1人当たり調定額(平均保険料)		83,225 円	82,774 円	84,353 円
	一般会計からの1人当たり法定外繰入額		1,927 円	1,926 円	2,857 円

※2013年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税(住民税)非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯のうち、①軽減対象世帯 ②保険税の所得割が課税されない世帯 のいずれかの事項に該当するとき

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

申請した年と前年中の合計所得金額(どちらも分離譲渡所得を含む)がいずれも300万円以下の世帯で、前年中に比べ申請した年の所得(どちらも分離譲渡所得を除く)が3割以上減少する見込みの人で、生計の中心となっている人が次のいずれかの事由に該当するとき ①長期療養(6か月(入院の場合は3か月)超)が必要となったとき ②失業(定年退職、自己都合による退職等を除く)、事業の廃止・休止をしたとき ③震災、風水害、落雷、火災などの災害で亡くなったとき

- ③資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 ()交付していない ()交付している → (2)世帯

- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

()高校生世代以下の子どものいる世帯

(次頁に続く)

()障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

()病弱者のいる世帯

(○)次の場合は、交付対象から除外している。

蒲郡市国民健康保険税条例第29条第1項の表第6号に規定する減免の理由に該当する世帯
(前年所得300万円以下で、生計中心者が6ヶ月以上の長期療養又は自己都合・定年以外の理由で失業・事業廃止又は災害による死亡により、前年に比べて3割以上所得が減少すると認められる世帯)

④短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(558)人 ・2カ月(193)人 ・3カ月(441)人 ・4カ月(40)人
・5カ月(108)人 ・6カ月(485)人 ・1年(0)人 ・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

・現年度の保険税をおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主

・前年度の保険税をおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主

・複数年にわたり保険税を滞納している世帯主

上記に該当する世帯主に対し、納税相談・指導で、納税履行が見込まれる状況により、6か月以内で保険証を発行

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度)

1)差し押さえの基準(催告書を送付後、差押予告書を送付しても反応がなく、財産を有する者)

2)分納者への対応(分納が履行されていれば差押え等の処分はしていない。)

3)予告通知書の発行(394)件

4)差押え件数 不動産(13)件 預貯金(183)件 生命保険(3)件(内学資保険(0)件)

その他(0)件()

5)競売などによる現金化 (25)件 (682,465)円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2013年8月1日現在でご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (792)人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (9)人

3)その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○)設けている ()検討中である ()設けていない

3)2012年度の減免件数 (人数2人 レセプト6件)件 減免金額 (41,106)円

⑧国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 (○)公開していない ()公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

6. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	114	160	26
重度訪問介護	5	255	195
行動援護	0	0	0
同行援護	25	80	27

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(83)人 最多支給時間数(60)時間 平均支給時間数(15)時間

- ③訪問系サービスの支給基準 (○)あり ()なし
④計画相談支援の8月利用実績 (70)人
⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について
- 1)併給をしている人の人数(38)人(25年9月1日現在)
 - 2)上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている者的人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)(16)人(25年9月1日現在)
 - 3)2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件
(○)介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。
()上記に加え、何らかの条件を設けている。
※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。
(例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 - ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)
 - ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

- 4)併給についての広報について
()している (○)していない
→「している」と回答した場合、どのように広報していますか。
()市町村の広報 ()ホームページ
()介護保険関係でのお知らせ等 ()障害福祉関係でのお知らせ等
()その他→()

- 5)併給している障害福祉サービスの居宅介護について
平均何時間支給していますか(26)時間

⑥2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

- 1)自立支援給付 (980,422千円)
うち介護給付 (747,344千円) 訓練等給付 (233,078千円)
- 2)地域生活支援事業 (99,090千円)

⑦「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

- ()助成を受けている (○)助成を受けていない
→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

- ⑧障害者手帳所持者について
- 1)身体障害者(3,043)人(2013年4月1日現在)
 - 2)知的障害者(546)人(2013年4月1日現在)
 - 3)精神障害者(478)人(2013年4月1日現在)

⑨市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について

- 1)身体障害者(1)団体(2013年4月1日現在)
- 2)知的障害者(1)団体(2013年4月1日現在)
- 3)精神障害者(1)団体(2013年4月1日現在)

7. 健診事業 ※2013年度の実施状況をご記入ください。

- ①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式	
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診
特定健診		個別・集団	無料	可・不可	無料	可・不可
がん検診	胃がん	個別・集団	2,700 円	可・不可		可・不可
	大腸がん	個別・集団	500 円	可・不可		可・不可
	肺がん	個別・集団	1,000 円	可・不可		可・不可
	子宮がん	個別・集団	1,800 円	可・不可	1,800 円	可・不可
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可	可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	1,500 円	可・不可	可・不可
前立腺がん		個別・集団	1,000 円	可・不可		可・不可
歯周疾患		個別・集団	無料	可・不可		可・不可

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(20・40・45・50・55・60・65・70 歳)

8. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	75 歳以上の方	3,000 円	医療機関により 異なる	平成 25 年 5 月 1 日～
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

意見書・要望書の種類	提出年月日
①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	2012 年 9 月以降に提出した意見書・要望書はありません。
②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	
③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	
④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	
⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	
⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	
⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	
⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	
⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	
⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	
①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	平成25年6月 日
②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	平成25年3月 日
③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	2012 年 9 月以降提出していません。

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑯の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑰の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました